

古代史雜考二題

——「授刀」と「掃守」——

黛 弘道

I 「授刀」小考

一 授刀の訓義について

『続日本紀』（以下『統紀』と略記）慶雲四年七月丙辰条に初見する「授刀舍人寮」については笹山晴生氏等によつて研究が重ねられて来た。⁽¹⁾新日本古典文学大系『続日本紀一』の補注4―7「授刀舍人寮」はその成果を踏まえて執筆されたものであろう。いま、それを左に引用してみよう。

授刀舍人寮は授刀舍人を管轄する官司で、「授刀寮」（養老五年十二月条ほか）ともいう。「帯剣寮」（和銅元年三月条）・「帯剣舍人」（同四年十月条）も、和訓が同じ「タチハキノトネリ（ノツカサ）」とみられることから、同一の官司および舍人であろう。寮とされているのは、類似の舍人を管轄する左右大舍人寮や左右兵衛府（大寮相当）との関係によると思われる。

授刀舍人は、内舍人・兵衛と同様、帯刀して禁中の宿衛にあたるのを任務としたと考えられるが、それが元明即位直後に設置されていることはとくに注目されるところで、恐らくは当時皇位継承の予定者とされていた皇子の地位を擁護するという目的をになったものではないかと推測される（林陸朗「皇位継承と親衛隊」『上代政治社会の研究』、笹山晴生「授刀舍人補考」『日本古代衛府制度の研究』）。養老四年八月、右大臣藤原不比等の死の直後、新田部親王が「知五衛及授刀舍人事」に任命されていることや、同六年二月当時、従三位の地位にあった藤原房前が授刀寮の長官（頭）であったこと（衣服令5集解所引同月二十三日格）などは、授刀舍人寮が宮廷武力としていかに重視されていたかを物語るものであろう。同日の格で、房前が王臣の位袋の停止について意見を上っていることは、授刀寮が官人の衣服など宮中の風儀の取締りにも関与していたことを推測させ、また神亀四年正月、侍従侍衛の任を怠った官人を授刀寮に散禁したこと（万葉九四八・九四九左注）や、同年九月、天皇の山村遊獵のおり、追われた鹿を食べた百姓男女を授刀寮に禁じたこと（靈異記上―三十二）などは、当時の授刀寮が、宮廷における規律違反者の拘禁など、警察的任務にもたずさわっていたことを推測させるものである。

授刀寮・授刀舍人寮の称は、続紀神亀四年十月甲戌条を最後に以後しばらく史料に見えなくなる。このこと

は、翌神龜五年七月（統紀が八月に係けるのは誤り）に設けられた中衛府が、授刀寮を改編したものであることを推測させる。恐らく、神龜元年に首皇子が聖武天皇として即位したのにもない、その側近警衛の任にあった授刀舎人を基盤として新たな衛府を編成し、旧来の五衛府にまさる地位と権力とをそれに付与したものと考えられる。その後、天平十八年二月にいたり騎舎人を改めて授刀舎人が再置されるが、このいわば第二次の授刀舎人も、統紀神護景雲三年十月条の宣命の文言などから考えると、恐らく当時の皇太子阿倍内親王の地位を擁護する目的をもっていたと推測される（笹山晴生「中衛府の研究」『日本古代衛府制度の研究』、前掲「授刀舎人補考」）。この第二次授刀舎人は、聖武上皇の死後、天平宝字三年十二月授刀衛に編成され、さらに天平神護元年二月、近衛府へと発展する。

右は簡にして要を得たもので、筆者はこれに加うべき何物をも持ち合わせないが、唯一箇所気掛な所がある。それは、

「帯劍寮」（和銅元年三月条・「帯劍舎人」（同四年十月条）も和訓が同じ「タチハキノトネリ（ノツカサ）」とみられることから、同一の官司および舎人であろう。

という所である。

「帯劍」を「タチハキ」と訓むのは当然としても、「授刀」を何故「タチハキ」と訓むのか、そう訓めるのか、その理由がわからないのである。祿令義解兵衛条の注文「授刀舎人」に「タチハキノトネリ」の傍訓が見えるから、中世以来そう訓まれて来たのであろうし、今日の註釈書・辞典類も一様に「タチハキノトネリ」と訓んでい

る。

しかし、「授刀」は「タチヲサツク」「サツクルタチ」とは訓めても「タチハキ」とは訓めないのではあるまいか。強いて言えば、「(サツクル)タチ(ヲ)ハキ(タル)」ということか、とも考えられるが、それは如何にも苦しい解釈であろう。

そこで、「授刀」の字義から更めて考えてみよう。「広辞苑」によれば、
さづくサツ〔授く〕〔他下二〕①目上の者から目下の者に与える。取らす。

とある。授刀舍人寮が元明天皇即位の四日後に設置されたことから、皇統擁護の目的をもったものであろうことは、前掲補註にも指摘する通りである。とすれば「刀を授」ける主体は(元明)天皇であり、その目的は天皇の身辺の警衛・禁中の宿衛であろう。授刀舍人は天皇から授けられた刀を身に帯びて、その任務に就いたことであろう。帯剣舍人と授刀舍人の違いは、その佩用する刀剣が、前者は自弁、後者は天皇の名における官給であった点にあるといわなければならない。もって後者に対する天皇の信任の厚いことを察すべきであろう。授刀舍人は天皇から授けられた刀をもって天皇の身辺を警衛し、禁中を宿衛することを期待され、且義務付けられたことであろう。

ここで、古典に見える「授」の用例を検討してみよう。『日本書紀』には以下の例が見える。

- (1) 願爲_レ我弑_二天皇_一。(垂七) 仍取_二七首_一、授_二皇后_一。(垂仁紀四年九月条)
- (2) (景行)天皇持_二斧鉞_一以授_二日本武尊_一。(景行紀四十年七月条)
- (3) 於_レ是倭姫命取_二草薙劍_一授_二日本武尊_一曰、慎之莫_レ怠也(同十月条)

- (4) 遣_二平群木菟宿禰_一。的戶田宿禰於加羅_二、仍授_二精兵_一。……汝等急往之擊_二新羅_一。（応神紀十六年八月条）
- (5) (繼体) 天皇親操_二斧鉞_一、授_二(物部) 鹿鹿火大連_一曰、長門以東朕制_レ之。筑紫以西汝制_レ之（繼体紀二十一年八月条）

(6) 来日皇子爲_下擊_二新羅_一將軍上。授_二諸神部及国造伴造等并軍衆_二二万五千人_一（推古紀十年二月条）

(7) 爰(天武) 天皇嘗曰、……因賜_二鞍馬_一。悉授_二軍事_一。（天武紀元年六月条）

(8) 近江將軍羽田公矢国、其子大人等率_二己族_一来降。因授_二斧鉞_一、拜_二將軍_一（同七月条）

(9) 以_二淨広肆河内王_一拜_二筑紫大宰帥_一、授_二兵仗_一及賜_レ物、（持統紀三年閏八月条）

以上の諸例で、授けられるものは(一)武器またはそれに類するもの(1)(2)(3)(5)(8)(9)(二)軍隊または軍事に関するもの(4)(6)(7)に大別されるが、いずれも、それらを授けられた人が、授けられた物(7)の軍事は物ではないが)を使って一定の任務を遂行することが期待され、又は義務付けられているところに共通点が見出せるであらう。『日本書紀』には、右の他に冠位を「授」ける記事が五十例余り見える。

それらの諸例を通観すると「授ける」ということは、授与者と被授者との間に授与物を介して一種の契約関係が取り結ばれることに他ならないのではなからうかと考えられる。例えば右の(8)で、羽田公矢国は大海人皇子(天武天皇)から斧鉞を授けられたという。斧鉞は後の節刀に相当し、將軍の部下に対する断決権の象徴である。矢国は將軍として部下に対する全権を委任されたのである。従つて、矢国はその強大な軍事指揮権を行使して近江朝廷を撃滅する責務を大海人皇子に対して負うことになったのである。

右の諸例の「授」は、そのどれもが、授与者と被授者との間に授与物を介して一種の契約が取り交わされたと

見てよいのである。こう考えるなら、先述の冠位を授けるという用法も容易に理解できよう。すなわち、天皇は官人・貴族に冠位を授けることによって、天皇に対する忠勤を期待し、忠誠を義務付けるのである。

次に『古事記』に於ける「授」の用例を見てみよう。

(1) 其妻須勢理毘売命以_レ蛇比礼一授_二其夫_一云。……且授_二吳公・蜂之比礼_一教如_レ先。(上巻)

(2) 如_レ此令_二徳苦_一云授_二塩盈珠塩乾珠并両箇_一(上巻)

(3) 爾沙本毘古王……作_二八塩折之紐小刀_一、授_二其妹_一曰_下以_二此小刀_一刺_中殺天皇之寝上。(中巻)

(4) 品太天皇五世孫袁本杵命、自_二近淡海国_一令_二上坐_一而、合_レ於_二手白髮命_一、授_二奉天下_一也。(下巻)

『古事記』の用例は多くはないが、(1)は須勢理毘売がその夫大國主命に蛇・吳公の害を免れるために振ることを期待して比礼を与えたのである。(2)は火照命(海幸)を惱ますことを期待して海神が火遠理命(山幸)に二つの珠を与えるのである。(3)は先掲『書紀』の(1)と同じである。(4)は袁本杵命に天下を授けたという。誰が授けたか明記しないが、『書紀』によれば、大伴金村等群臣の議によつたという。これも袁本杵命に天皇となつて天下を立派に治めてもらいたいという願望が籠められている。天皇と群臣の間には暗黙の中にこうした契約が交わされたと見てよからう。

ここで、記紀と同時代の史料として『続日本紀』に引かれる宣命から「授」の用例を拾ってみよう。(1)は宣命の番号。北川和秀編「続日本紀宣命校本・総索引」による)

先ず、授けられるものとして、

(一) 食国天下之業³ 天津日嗣高御座之業¹ 天津日嗣高御座之業食国天下之政⁵ 天下²⁹ 帝乃位⁴⁵ 此位²³

(一)皇后位^[7]

(三)法王^{乃位}^[41] 太政大臣禪師^{能位}^[36] 大臣禪師^{止位}^[28] 法臣位・法參議^[41]

(四)太政大臣之位^[52] 左大臣^{乃位}^[41] 右大臣之官^[40] 太師^{乃官}^[26] 右大臣之位^[41]

此官(太師)^[26] 其官(太政大臣)^[36]

(五)刀^[45]

さて、(一)は天皇が新たに即位して天下を治めることであるが、それは、皇祖(前帝をも含む)が新帝に国家の統治を委ねることであり、新帝はその委任に応えて国家を平穩無事に大過なく統治する責務を負うのである。皇位は皇祖の神々と天皇との、かかる契約に基づくものと言えるのである。

(二)の「皇后位」は天皇が授けるもので、その場合でも「皇后位」を授けられた女性は皇后として後方^{しりへ}の政^{まうりごと}を執つて天皇を扶ける義務(内助の功)がある。彼女は皇后位と共にその責務を負わされたのである。

(三)は僧侶に与えられたもので、法王は道鏡に与えられた政治的地位、太政大臣禪師⁽³⁾、大臣禪師⁽⁴⁾は同人に与えられた令外官、法臣⁽⁵⁾・法參議⁽⁶⁾は彼の腹心円興・基真に与えられた令外官である。

(四)は大臣の官・大臣の位 (五)は唯一刀剣という武器であり、本稿のテーマ「授刀」とかかわる。

以上、『統紀』宣命における「授」の用例をまとめると、授けられるものは(一)皇位、(二)后位、(三)法王位・法臣・法參議位、(四)大臣官、大臣位、(五)刀

となる。ここで注意したいのは「官ヲ授ク」という用例である^[26]^[36]^[40]。律令用語としては「授位任官」が一般的である。「授官」の語、用例は殆ど見えないのである。それ故か、宣命で官を授けるとする場合多く「官名

十之位」としているのではあるまいか。大臣に任ずることを大臣の地位を与えるとして表現したのであろう。

いずれにしても、「授」という行為は、授与者が授与物を媒介として被授者に或る種の義務・責務を負わせることなのである。「授刀舍人」もこのような観点から理解されるべきことは既に述べたところである。

では、その訓みは如何。「タチハキノトネリ」と訓むことに疑問を呈しておいたが、もし「授刀」を「タチハキ」と訓むなら「授刀衛」も「タチハキエイ」などと訓むべきであらうが、新日本古典文学大系『続日本紀』では「じゅたうゑ」と訓んでいる。「授刀舍人」は「ジュタウノトネリ」と言ったのではあるまいか。

以上、この節では「授刀」は「タチハキ」とは訓み難いこと、「授」にはそれなりの意味があり、「授刀舍人」が特殊な舍人として重視されたであらうことなどを述べたのである。

二 授位と任官

「授位任官」「任授官位」等の語は選叙・公式令に見えるが、「授官」「任位」の語は令に見えない。位階に職掌は伴わないから「任位」の語がないのは当然だが、「授官」の語が見えないのは如何なる理由であらうか。「授」の意義を前節の如く考えれば「授官」の語があつてもよさそうに思われる。しかし、管見の限りでは「賦役令集解」春季条所引「古記」に「即孝義人身死。子孫不_レ住。與_下得_二孝義一人上同籍及義門分異者並不_レ在_二免限_一。依_レ令授_レ官。依_レ免_二課役_一。」とあるのと『日本書紀』顯宗元年四月丁未条に「詔曰、凡人主之所_二以勸_レ民者、惟授_レ官也」とあるのと一例に過ぎない。「授」が或る義務を伴って与えることであれば、官こそまさに「授」

けるにふさわしいものとも考えられるにも拘らず「授官」の用例が殆ど見当らないのは何故であらうか。

ここで、「授」の本来の意味「目上の者から目下の者に与える」に立返って考えてみよう。

位階とは官人・貴族の、天皇との距離を示す身分標識である。ここに従五位下の官人が従五位上に昇叙したとすると、彼は新に従五位上の位記を授けられるが、従五位下の位記はそのまま永く手許に保有される。これらの位記は贖罪に充てられる等の事故がない限り永久に彼のものなのである。同時に同位の官人が複数いても差支えないのであるから、位階こそ官人個人に授ける、即ち与えることのできるものなのである。

これに対して官職はどうか。官職には定員があり、任期もある。一人の官人が一つの官職に何時迄も止まることはできない。官人は任期を限って官職を委任されるのであり、任期が尽きればその官職を去らなくてはならない。このような本質をもつ官は官人個人に与えられる位階とは違って、本来授ける、即ち与えるものではなく委任する。即ち統治者としての天皇が官人に一時的に（期限をきって）委ねる（「よさす」）ものなのである。「授位」が多用されるのに対して「授官」の例が殆ど見当らないのは以上のような理由によるのであらうと推考する。

次に、「授」は或る義務と抱き合せに或るものを与えることだとすれば、「授位」は何を義務付けるものであるか。位は官と違って具体的職掌は何もない。位階は天皇から与えられる身分標識であり、官人は持てる位階に相当する官職に任ぜられる。有位者は官職の有無を問わず、授位者たる天皇に忠誠を尽す義務がある。（位田・位祿・位封等の優遇に対して）

このように、位階は個人の専有すべきもの、官職は個人の専有が認められないものであるところに「授位」と「任官」の使い分けがなされた理由がある。

位階と官職の關係を現代に當て嵌めてみると、位階は學位（博士号）、官職は大學教授職（嚴密には國公立）に相當するであろう。學位は個人に屬するものであるから、本人の定年退職後でも、また没後でも本人のものであるが、教授職は定年が来れば退かなければならない。學位は当人に歸屬するが、教授職は本人の專有し得ぬ公器であると言えようか。

先にも触れたように『統紀』宣命には「官を授ける」例が幾個か見える。

- (1) 此官（太師平太政大臣）平授不給26
 - (2) 此藤原惠美朝臣能大保平太師乃官仁仕奉止授賜夫26
 - (3) 藤原永手朝臣尔右大臣之官授賜40
 - (4) 太政官能大臣方奉仕倍支人乃侍坐時仁方必其官平授賜物仁在36
- 右四例は「官ヲ授ク（授ケズ）」という語法の実例であるが、宣命ではこれと並んで、「官名十之位ヲ授ク」という語法が見える。
- (1) 太政大臣之位尔上賜比授賜52
 - (2) 太政大臣之位尔上賜比治賜久止詔52
 - (3) 太政大臣朕大師尔法王乃位授末久止宋勅都良41
 - (4) 円興禪師尔法臣位授末流川41
 - (5) 基真禪師尔法參議大律師止之冠被正四位上平授41
 - (6) 右大臣藤原朝臣遠波左大臣乃位授賜比治賜41

(7) 吉備朝臣^七右大臣之位授賜⁴¹

右の諸例は官名（法王・法臣などは官名と言えるか問題であろうが）に「ノ位」を付して「授」けると表記している。直接に「官ヲ授」ける語法もあるが、官名に「ノ位」を付して授けるとした例が多いようである。

このように「授レ官」という語法は宣命にも数は少ないながら散見されるのであるが、やはり「授レ位」が一般的であつたということは間違いないのである。

ここで『統紀』宣命の第三十六詔に次のよう見えることに注目したい。

是以朕師大臣禪師^能朕^乎守^多助賜^乎見^礼方^内外^二種^乃人^等置^天其理^仁慈^哀天^過无^久毛^奉仕^之米^念保^之米^可多^良比^能利^多布^言乎聞^久仁^是能^太政^大臣^乃官^乎授^未都^流敢^多比^奈牟^念。故是以太政大臣禪師^能位^乎授^未都^留止^勅御命^乎諸聞^止宣。

〔通釈〕⁽⁸⁾わが（称徳女帝）師大臣禪師（道鏡）の、朕を守られ、助けられるのを見ると、出家の者と在家の者との両方に於て、夫々のあるべき道理の通りに慈みを垂れて、過なくも朝廷にお仕へ申し上げさせたいものだと思し召して、それらの人々に語らい仰せられる言葉を聞くに、この太政大臣の官を授け申し上げるには、堪えられるであらうかと思し召される。それ故、太政大臣禪師の位を授け申し上げると、仰せ下される大命を、皆々承れとて宣べ聞かせる。

これによれば「太政大臣の官を授けるなら耐えられるであろうかと危惧される故、太政大臣禪師の位を授ける」というのである。太政大臣は官であり、太政大臣禪師は位であると言っている。官には一定の職掌があるが（太政大臣には令に職掌の規定が見えないが）位には職が伴なわないとの理由であらうか。

律令用語としては「授位任官」が一般的で「授官」とは言わなかつたが、その理由については既に触れた通り

である。

しかし、義務・責務とともに与える「授」は官を与える場合の用語としてふさわしくも思われる。宣命に「官を授ける」という例が幾個が見られるのはその為であろう。但、その場合官には任期があるから任期が尽きれば去らなければならないことを前提として、任期一杯その官を与える（授ける）ということであろう。すなわち「授官」とは任期を限って官を授与することなのである。

授官は右の如く任期を限って授けることと考えてみたのであるが、天智紀八年十月庚申条には、

天皇遣^二東宮大皇第於藤原内大臣家^一授^三大織冠與^二大臣位^一。

とあつて、授けたのは大織冠（冠位）と大臣位であるという。ここでも大臣（官）ではなくて大臣位を授けたという。その意味するところを的確に説明できないのは残念であるが、ともかく、官を授けるとは原則として言わず、その場合には官十位と表現したようである。その官に就くにふさわしい位階を授けるということであろうか。

以上、「授」の意味・用法について考察したから、次にはそれとよく似た語「賜」について考えてみよう。

三 「賜」について

『広辞苑』で「賜」を引くと、

たまう^{ツマ}〔給ふ・賜ふ〕 〔他四〕 目上の者から下の者に与える。お与えになる。くだされる。

とあるが、これによると「さずく」（目上の者から目下の者に与える。取らす）との違いは全くないと言ってよい程よく似た語ということになる。では「賜」と「授」の二語はどの様に違うのであろうか。

この点を考える手懸りとなるのが先掲「統紀三年閏八月丁丑条の記事である。

以「浄広肆河内王」爲「筑紫大宰帥」。授「兵仗」及賜^レ物。

持統朝における大宰帥の職掌は明確でないが、大宝・養老令制下のそれと大差ないものであったと推測されよう。とすれば国防・外交のことはその主要任務である。「兵仗」はその国防の任を果す爲に与えたのであり、河内王はこの「兵仗」をもって国防の任を果すことを義務として負わされたのである。大宰帥には国防・外交の他に九国三鳴を総管するという重責もある。それらの重責に任ずる勞を犒うために物を賜うのであり、これには「授ける」場合と違って何等の義務も伴なわない、全くの恩賜であると考えられる。

すなわち「賜」も「授」もともに目上の者から目下の者に与えることであるが、与えることに何等かの義務を伴なうか否かに両者の相違があると推知すべきであろう。

「賜」と「授」の違いを上記のように推測した上で、二語の実例について考えてみよう。

(1) 「賜衣」と「授衣」

饗^二公卿等^一。仍賜^二衣裳^一。（持統紀六年正月癸酉条 凡^レ大学国学生、毎^レ年……九月放^二授衣假^一。（学令）

前者は公卿等を饗し、そこで衣裳を賜うのであるから、恩賜であり、何も義務・責務を負わされることはない

と見るべきである。後者の「授衣假」について『律令』（日本思想大系³）の頭註には「冬服を受けるための休暇」とあるが、一体、学生は冬服を受けるために何処へ出頭したのであろうか。休暇を必要とする程遠方なのであろうか。「授衣假」とは、元来、学生は冬服を官給されたが、やがて各人が調達することとなり、官給は停止された。その代りに学生に冬服の準備をするための休暇を与えることとなった。それが「授衣假」なのであろう。「授衣」はもと学生に冬服を官給することであり、学生はそれを着用して勉学に励む義務を負うのである。

(2) 「賜田」と「授田」

前者は別勅によつて賜う田地で輸租田。田主は賜田を賃租して地子率十分の二の賃租料を得た。賜田は学芸・戦功・政績・奉使等に対する褒賞が多く、田主には何等の義務も課せられなかった。後者の「授田」の用例は令には見えないが、「田令六年一班条」に「若以^二身死^一、^レ退^レ田者每^レ至^二班年^一、即從^二收授^一」とあるから「授田」という概念はあつた。その場合受田者は当然ながら輸租の義務を負うが、受田者が課丁であれば、租以外に調・庸・雑徭・兵役等の義務（公民としての義務）を負わなくてはならない。「授田」とは授田者たる国家と受田者たる農民との間に、口分田の授受を介して諸税の賦課負担という、権利・義務の関係をとり結ぶ行為に他ならないのである。

以上述べたところによれば、「賜爵」と「授爵」、「賜賞」と「授賞」、「賜餐」と「授餐」のそれぞれの微妙な相違も理解されるであらう。

四 「王賜」銘鉄劍について

昭和51年から翌年にかけて発掘調査された千葉県市原市の稻荷台1号墳から出土した鉄劍に「王賜云々」の銀象嵌銘のあることが同62年に発見されたことは未だ記憶に新しいところである。この古墳は同時に出土した須恵器や短甲の形式などから五世紀中葉から後半にかけての築造と推定されている。表面の「王賜」の二字がとりわけ大きく、裏面の文字より上に位置しているのは、この劍が王からの下賜であることを強調したものと推測されている。では、この「王」とは誰であろうか。また、この劍を下賜されたのは誰であろうか。「王」とは『宋書倭国伝』に太祖の元嘉二十年（四四三）に遣使奉獻した倭王濟ではないかとする説がある。濟は允恭天皇に比定されているが、近頃允恭の存在に注目すべきだとの説も提示されており、⁽¹⁾『書紀』も在位四十二年と伝えるなど軽々に看過し得ないものと考えられる。前王珍の時には安東將軍倭国王を認められただけであるが、濟は始めて使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加えられた。また珍王の時には倭隋等十三人に將軍号が認められたが、濟王の時には二十三人が軍郡に除せられたという。濟王の時代、宋朝の倭に対する評価が高まったこと（ひいては允恭の国内における權威の向上）が推測される。

次に、稻荷台1号墳の被葬者は誰であろうか。稻荷台1号墳は養老川下流右岸の台地上にある。ここは養老川下流左岸の姉崎を本拠とする上海上国造の領域と村田川左岸菊間台地を本拠とする菊麻国造の領域との中間にあり、いずれに属するかの判断は難しいが、養老川下流右岸上総国市原郡の海部郷は古代海上交通の要衝であ

り、対岸の上海上国造は此処を介して大和王権に結び付いていたと推測されるから、稻荷台1号墳の被葬者も、どちらかといえば、上海上国造に関係のある人であろう。

その彼が大和の王（倭王¹ 済² 允³ 恭⁴）から鉄剣を下賜されて、在地支配権を承認されたのであろう。彼はそのことを鉄剣に銘記し、その権威を人々に誇示したのである。銘に「王賜」とあって「王授」とないことは、王がこの剣を与えて何等かの義務を課したのではなく、王が恩恵として（在地首長権の承認）この剣を賜与したことを示している。彼がこの剣をどう利用しようと、それは彼の自由なのである。それこそが「賜」の本義というべきであらう。成務紀五年九月条に「令¹諸国²、以³国郡⁴、立⁵造長⁶、具⁷邑置⁸稻置⁹。並¹⁰賜¹¹盾矛¹²、以¹³爲¹⁴表¹⁵」とあるのが参考となろう。⁽¹²⁾

このように見てくると、本来「授ける」にふさわしい武器・刀剣も「賜う」ことがあったことがわかる。類例を二、三挙げてみよう。

(1) 高御産巢日神、天照大御神、……以¹天之麻迦古弓²、天之波波矢³、賜⁴天若日子⁵而遣⁶（記上卷）（神代紀^下）もほゞ同じ）

(2) 百濟¹末多王²……使³王⁴其国⁵仍賜⁶兵器⁷并遣⁸筑紫国軍士五百人⁹衛¹⁰送於国¹¹。（雄略紀二十三年四月条）(1)は大國主（大己貴）神と国譲りの交渉をさせる爲天若日子（天稚彦）を葦原中国へ派遣する際弓矢を賜ったという。「授ける」とないのは弓矢の使用（武力討伐）を義務付けなかったからで、平和裡に交渉を成功させればよし、万一トラブルが起きて必要とあらば使いなさいということで賜与したのであろう。

(2) は百濟の文斤王の没後、雄略天皇は昆支王の第二子末多王を國王とし、兵器を賜い、五百人の兵士をして本

國に衛送させたという。本国で末多王を認めぬ者が反抗するかも知れない。その時は賜った兵器をもってそれを討つがよからうというので賜与したのであり、その兵器の使用を予め義務付けたわけではないから、「授」と言わず「賜」と言ったのであろう。

五 「玉主」の訓みについて

『万葉集』巻第四の六五二番歌は次の通りである。

玉主尔 珠者授而 勝且毛 枕与吾者 率二將宿

玉主に 珠は授けて かつかつも 枕と吾は いぎ二人寝む

冒頭の「玉主」については「タマヌシ」と訓む説と「タマモリ」と訓む説と二説あるが未だ孰れを是とするか決着を見ていないようである。これについて澤瀉久孝『万葉集注釋』は次のように述べる。

「玉主」を類（類聚古集）にタマシヒとしたのは問題にならない。古（古葉略類聚鈔）、紀（紀州本萬葉集）にタマヌシとあり、西（西本願寺本萬葉集）はタマの下に青ヌシ坎とし、左に墨モリイとあり、陽（陽明文庫本萬葉集）は「主」の右の訓を缺き、京大本など青モリとしその右に赭ヌシとしモリに消すしをつけてをり、版本はモリとなつてゐる。以上記したところでもこの訓を古人も決しかねてゐた事が推察せられ、ヌシが古いともモリが新しいともいひかね、兩訓が行はれてゐたやうに、今も断定が困難に思はれる。しかし、ヌシの例としては「大来目主」オホクメヌシ

（十八・四〇九四）の如きがあり、文字に即した訓のやうに思はれるけれど、「山主」を「山守」と同じくヤマモリと訓んだと思はれる例が前（三・四〇二）にあり、しかもそれがこの作者と贈答した駿河麻呂の作中のものである事は、今の訓を考へる上に役立つものと思はれる。それに玉の所有者を「玉ぬし」といふ事は尤もなやうに考へられるが、それは「ぬしある花」などいふ言葉に馴れ親しんだ後世の人の解釈であつて、萬葉ではさういふ意味には使はれてゐないのでなからうか。「ぬし」は右の「大来自主」の用例でもわかるやうに、あるじ、主君などいふ意味で、ここはやはり「山守」や「道守」（ミチモリ）（五四三）と同じくタマモリと訓み、代匠記に「玉もりは、玉を預りてまもるものをいふ。」とあるによるべきものかと思ふ。しかもその玉は作者の娘であり、玉守はその夫たるべき人であるが、その人を「ぬし」と云はずに「もり」と云つたところに当時の男女關係に於ける考へ方があつたと云へないであらうか。さてその玉守に吾がいつくしむ娘である玉は授けて、と云つた。

（筆者注。ここで参考のため四〇一・四〇二を引用しておく。）

大伴坂上郎女宴^二親族^一之日吟詩一首

401 「山守」のありける知らにその山に標結^{しめゆ}ひ立てて結ひの恥しつ

大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首

402 「山主」はけだしありとも吾妹子が結ひけむ標を人解かめやも

右は穩当な説と思われるが、ここで、上来の考察を踏まえて私見を述べてみたい。

「玉主」は大伴家持、「珠」は大伴坂上大嬢、「授」けるのは、この歌の作者で、家持の叔母、大嬢の母大伴坂

上郎女である。その郎女がわが娘を「珠」に譬えて「玉主」（家持）に「授ける」と歌っているのである。当然のことながら、家持は郎女に対して大嬢を愛し、大事にすることを義務として負わされるのである。この時代の男女（夫妻）の關係は、封建時代のそのように男（夫）が女（妻）を所有し支配するようなものではなく、ほゞ対等か、場合によっては女性上位のことさへあったと思われる。そのような時代にあつて「珠」に譬えられた大嬢を授けられた「玉主」（家持）は文字通り「玉主」（玉の所有者）であり得たであろうか。郎女は勿論それを許すまい。彼女は家持が大嬢を慈しみ愛護することを強く期待して「授けた」ことであろう。こう考へるなら、「玉主」を「タマモリ」と訓む方が穏当であると言へるのではなからうか。「授く」の本義からは、「玉主」は「タマモリ」と訓むべきだと結論せざるを得ないのである。

註

- (1) 笹山晴生「日本古代衛府制度の研究」所収「中衛府の研究」「授刀舍人補考」等の諸論文および林陸朗「上代政治社会の研究」所収「皇位繼承と親衛隊」。
- (2) 『国史大辞典12』ほうおう（法王）の項。
- (3) 同右9 だじょうだいじんぜんじ（太政大臣禪師）の項。
- (4) 同右8 だいじんぜんじ（大臣禪師）の項。

- (5) 同右12 ほうしん(法臣)の項。
- (6) 同右12 ほうさんぎ(法参議)の項。なお「続日本紀索引」(吉川弘文館)は法王・太政大臣・禪師・大臣・禪師・法臣・法参議を孰れも「官職名」の部に掲出する。
- (7) 【新訂】増補国史大系23令集解前篇「四〇六一七ページ」。
- (8) 金子武雄「続日本紀宣命講」二九六ページ。
- (9) 稻荷台1号墳および出土鉄剣銘については「国史大辞典9」「古代の鉄剣銘」および前之園亮一氏の談話に依った。
- (10) 前之園亮一「空白の五世紀」「王賜」鉄剣は何を語るか(松尾光編「古代史はこう書き変えられる」)
- (11) 同「五世紀の日本と新羅の短い春」(NHK学園通信講座機関誌「れきし」39号)
- (12) 身分の表徴として武器を賜った例としては天智紀三年二月条に「其大氏之氏上賜。二大刀」。小氏之氏上賜。二小刀。」がある。「王賜」銘剣もこれと同様の性格のものであろう。
- (13) いま手許にある僅かな蔵書によっても「たまぬし」と訓むもの「角川文庫本」「岩波日本古典文学大系本」、「たまもり」と訓むもの「万葉集年表」「沢瀉万葉集註釈」「小学館日本古典文学全集本」「新潮日本古典集成本」がある。

II 「掃守」小考

一 掃守は神守

「掃守（掃部）」を「カニモリ」と訓むことについては周知のように『古語拾遺』に次のような説明説話が見える。⁽¹⁾

天祖彦火尊^{あまつおひひこのみこと}娉^{あひ}マシテ^{マシテ}海神之^{わたつみ}女^{みむすめ}豊玉姬命^{とよたまひめのみこと}ニ生^なマス^マヒコ^{ヒコ}彦^{ヒコ}激^{ヒコ}尊^{ヒコ}一^{ヒコ}誕^{ひだ}育^だマツル^{マツル}ノ之日^ひ海^{うみ}浜^べニ立^たツ^ツ室^{みや}ヲ^ヲ。于^{こゝ}レ時^{とき}ニ掃^か守^{もり}連^{れん}遠^{えん}祖^そ天^{あま}忍^{にん}人^{にん}命^{のみこと}、供^{とも}奉^{ほう}陪^{はい}侍^し。作^はリ^リ箒^{はき}掃^はフ^フ蟹^{かに}ヲ^ヲ。仍^{なほ}テ掌^たニ鋪^ふ設^せヲ^ヲ、遂^{ついに}ニ以^もテ爲^なス職^{しやく}ト、号^{なづ}ケテ曰^{いは}フ蟹^{かに}守^{もり}ト。へ今^{いま}俗^{ひよ}謂^いフハ之^{これ}ヲ^ヲ（^{カニモリ}）一者^{ひと}彼^かノ詞^{ことば}之^の転^{てん}也^{なり}。

これによれば、掃守連氏の氏名「掃守」は元來「蟹守（カニモリ）」と訓んだのであるが、「今の俗」（「拾遺」の成立は大同二一八〇七年）がこれを「〇〇」と謂うのは「彼の詞」（「蟹守」）の転（子音・母音のいずれかが脱落するか、別の音に変わるかして、以前の語形が別の語形となること）⁽²⁾であるという。今群書類従所収の『拾遺』を見ると「〇〇」は「掃守」とある。これでは「今の俗、^(カニモリ)と謂ふは彼の詞（蟹守）の転なり」と言うことになつて、註として意味を成さない。その処を天理図書館所蔵嘉祿本『古語拾遺』⁽³⁾は「^(カニモリ)」とする。これによれば、

註は「今の俗、^{カニモリ}蟹守と謂ふは彼の詞（蟹守）の転なり」ということになって理解し易い。即ちkani-moriが脱落してkani-moriがkan-moriとなったというのである。

これによれば、『拾遺』成立の頃、掃守は「カンモリ」と訓まれたことが知られる。では、掃守の訓は『拾遺』の言う通り、元来「蟹守（カニモリ）」なのであろうか。

「○守」という語は「崎守」「関守」「道守」「時守」「殿守」「橋守」「夷守」「山守」等その例は多いが、いずれも「○」を守ること、またその人を指す語である。「橋守」を漢語風に記せば「守_レ橋者」（王申紀）であり、「時守」のそれは「守_レ辰丁」（職員令）となる。

しかし、『拾遺』によれば、天忍人命は海浜に立てた室を蟹の侵入から守ったのであるから、「室守」と呼ばれるべきである。「蟹守」では蟹を守ること、またはその人を指すから、蟹を掃ったという説話とは矛盾することになり、この説話は遽かに信用できない。これは掃守が「カニモリ」と訓まれている事実と「カニ」に引かれて構想された説話に過ぎまい。「カニモリ」が掃守の元来の訓であるか否かは頗る疑わしいとしなければならぬ。ここで参考のため「○守」の語を管見の及ぶ限り蒐めて次に表示して置く。（貞守の如く抽象的なものは省いた）

古代史雜考二題（篇）

ナ	タ	サ	カ	ア
	橋・田・鷹 玉	埼 (前)	川・掃・加 (河) 軽・門	葦 県 (足)
ニ	チ	シ	キ	イ
	道	(志 麻) 島	公	稻 伊勢 石 家・池 (磯)
ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	綱 津	巢	倉 国	鷗 鷗
ネ	テ	セ	ケ	エ
根		関		江
ノ	ト	ソ	コ	オ
野	鳥 殿 時	菌		弟 沖 (乙) (奥)

ワ	ラ	ヤ	マ	ハ
度		山 宅	前 真	原 橋 墓
ヰ	リ	イ	ミ	ヒ
井			宮 道 水 ・ 衰 陵	夷 人 薨
ウ	ル	ユ	ム	フ
		湯 温	紫	船
エ	レ	エ	メ	ヘ
ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ
岡				

右表の中には、例えば、「津守」のように元來職名であつたものが、氏名となり（津守連・宿祿氏）、また地名ともなつた（攝津国西成郡津守郷他）ような例もあり、県守・葦守のように意味不明ながら、人名・地名もあり、用法は決して一様ではないことに注意しておきたい。県守は原始的官職名（県主・稻置の如く）、葦（足）守は地形地名かと思われる。

『拾遺』によれば「カニモリ」から「カンモリ」に変化したというが、ここで参照されるべきは『華嚴経音義私記』（奈良朝末）に「綺、加尼波多」とあり、『和名抄』⁽⁴⁾（十世紀中期）に「綺、加無波多」とあることである。これらによれば、綺は「カニハタ」から「カムハタ」に変化したことが知られる。「掃守」についても『和名抄五』に「掃部寮へ加牟毛里乃豆加佐」とあるから、「カニモリ」から「カムモリ」に変化したようである。綺と掃守はいずれも「カニ」から「カム」に変化した点は共通であるように見える。

では、両者の「カニ」は同語であろうか。綺（カニハタ）の語源は斜行する蟹の機、蟹繒^{かにはた}であろうという。⁽⁷⁾『和名抄六』山城国相楽郡蟹幡郷の訓註に「加無波多」とあるが、「蟹幡」は文字に即して訓めば「カニハタ」である。もと「カニハタ」が後に「カムハタ」となったもので、綺の変化と軌を一にする。「カニハタ」の「カニ」は正に蟹であるが、先述のように「掃守」が「蟹守」ではあり得ない以上、「カニモリ」の「カニ」は蟹とは全く無関係である。綺の「カニ」は蟹に由来するが、掃守の「カニ」は蟹とは関係が無く、両者は全く別の語なのである。

では掃守の「カニ」とは一体何であろうか。ここで想起されるべきは『出雲国風土記』出雲郡の条に見える「加毛利社」⁽⁹⁾である。和泉国和泉郡掃守郷が中世加守郷・加守庄となったことを参照すると、「加毛利社」は元「掃守社」であったと思われる。さて、古代において「日野」が「寶能」⁽¹¹⁾「比无乃」⁽¹²⁾また「海部」が「安末无倍」⁽¹³⁾「安無倍」⁽¹⁴⁾と呼ばれたように、「加毛利」も「加无毛利」と呼ばれた可能性があろう。さらにkan-moriがkami-moriになることもあったであろう。

「掃守」は元々「カンモリ」であり、それが転訛して「カニモリ」「カモリ」となり、更に後世は「カモン」と

なつたのではあるまいか。出雲の「加毛利社」が、出雲郡神守村（現島根県簸川郡斐川町神水）に鎮座するという（岸崎佐久次『出雲風土記鈔』⁽¹⁵⁾）のも右の推測を裏書きするであろう。

正倉院文書（天平宝字五年）「中臣毛人等百七人歴名」中に掃守淨足の掃守を消して加茂と傍書している。掃守と加茂は字が似ておらず、「カモリ」と「カモ」と発音が近似するところから誤記されたものであろう、掃守が「カモリ」又は「カムモリ」と発音された傍証となるであろう。

このように推考して、「掃守（カニモリ）」の原義は「カンモリ（神守）」であろうとの結論に到達したのである。

二 神守と神主

では、神守とは何か。先述の如く「○守」の語は「○」を守ること、またはその人を表す。神を守るとは具体的に言えば何か。「子守」が「乳幼児の世話をする。面倒を見る人」であることを参考すれば、神守とは神祇祭祀に当り、その設営をすること、またはその人を指すのではあるまいか。大藏省掃部司の長官正の職掌は

掌^二薦席牀簀苦及鋪設。洒掃。蒲蘭葦簾等事（職員令）であり、宮内省内掃部司の正のそれは

掌^二供御牀狹疊席薦簀簾苦。鋪設及蒲蘭葦等事（同右）

である。前者は「朝廷諸行事の設営を担当」し、後者は「宮中諸行事の設営を担当」するから、その職掌は近似する。両者に共通するのは薦・席・牀・簀・苦・鋪設・蒲・蘭・葦・簾である。

薦は菰、蔣とも記す。『和名抄十四』に「薦へ和名古毛」席也」とある。イネ科のコモで織った敷物。蓆より粗

い。「延喜式」四時祭下には御巫奉齋神祭・御門巫奉齋神祭・生鳴巫奉齋神祭等の料物として見える。

席は蓆で筵・筵とも。「和名抄十四」に「筵へ和名無之略」席也。……席へ訓同上「薦席也」と見える。席は「四時祭式下」に薦と同様、巫奉齋神祭の料物として見える。

牀は「説文」に「安し身之儿坐也」とある。「こしかけ」「ねだい」のことである。牀も「四時祭式下」の御巫等遷替供神装束の中に、また「太神宮式」の造備雑物の中に見える。なお僧尼令17の「床席」は神事とは関係がない。⁽¹⁸⁾

次に、簀は「和名抄十」に「簀へ板敷附。……功程式。板敷簀子。須乃古」床上籍竹名也」とある。これも「齋宮式」の造備雑物の中に見える。

次に苫は「和名抄十二」に「苫へ和名度萬」編菅茅一以覆屋也」と見える。

これも「臨時祭式」に遣蕃国使一時祭の料物の中に見える。

鋪設は座席などを設けること、設営という程の普通名詞であるが、「太神宮式」に「供祭祀」鋪設雜器が見え、「齋宮式」に「齋宮鋪設」、「齋院式」に「冬料鋪設」が見える。

蒲は「大神宮式」の神宝廿一種の中に「蒲鞞」「蒲一團」が見える。

藺は「四時祭式下」に鎮魂祭の料物として「藺笥」が見える。

葦簾は「大嘗祭式」の造大嘗宮の条に見え、簾は「齋宮式」年料供物の条に見える。

以上、掃部・内掃部二司の職掌を通観すると神事に関係するものが多いことに気付くのである。朝廷・宮中の諸行事と言えば、神事以外にも一般の公事や仏事などもあろうが、掃部・内掃部二司が設営を担当したのは主と

して神事のそれであつたのではなからうか。この二司の担当は内外（宮中と朝廷）と異なるが、ともに鋪設（設営）を担当するので、恒例・臨時の行事に座を設ける際、互に譲り合つて、やゝもすれば支障を来たす、という理由で弘仁十一（八二〇）年併合して掃部寮とし、宮内省の被管としたが、その掃部寮の具体的職掌を『延喜式』によつて検すると、若干の仏事關係が見えるものの、その大部分は神事に際しての座の設営である。これによつても、掃守の原義が神守であらうとの推測が失当でないことが知られよう。

三 神守と神主と掃守

掃守の原義が神守であるとしても、掃守氏には中臣・忌部氏のように神祇祭祀に関する伝承は全く伝えられていない。これは一見不可解なことである。

令制下の掃部司・内掃部司には伴部（友造）としての「掃部」が配された。掃守氏は「掃部」の負名氏であらうが、この「掃部」は『延喜式掃部寮』奏御卜条に「官人使留率^二掃部等^一鋪^二御帖於殿中央^一」、踐祚大嘗会条に「酉剋官人已下掃部已上卜食人十人。持^二御座等物^一。自^二大嘗宮北門^一入。鋪^二白端御帖十一枚。布端御坂枕一枚。於悠紀正殿中央^一」、元日供奉条に「元日供^二奉威儀^一掃部二人。分別^二左右^一……官人率^二掃部^一。昇^二豊樂殿^一供^二御座^一。」などと見え、神事に仕えているのである。それなのに何故神守とは記さず、掃守（掃部）としたのであろうか。

『万葉集』卷四一六五二番歌は

玉主尔 珠者授而 勝且毛 枕与吾者 率一將宿（大伴坂上郎女）

というのだが、冒頭の「玉主」を「タマヌシ」と訓むか「タマモリ」とするか、古くから二説があつて未だ決着を見ていないようである。⁽²⁰⁾

これに準じて考えると「神主」も「カムヌシ」とも「カムモリ」とも訓まれたであろう。「カニモリ」氏の原義が「カムモリ」氏であるとしても、これを「神守」氏と表記したのは「神主」との別が曖昧になる。神主とは神功皇后攝政前紀に、

皇后選二吉日一、入二齋宮一、親爲二神主一。則命二武内宿祢一令レ撫レ琴。喚二中臣烏賊津使主一、爲二番神者一。

と見えるように「神を祭る主人役」であり、神祇祭祀に當つての主役である。しかるに「カムモリ」氏の職掌は『掃部式』からも推測されるように神事に際して参列者の座席を設けることであつた。また、その爲には祭祀の場（壇所^{カニ}）を予め清掃したであろう。この爲に「カムモリ」氏を「神守」とすると「神主」と紛らわしいので、祭場の洒掃・鋪設を主たる職掌とすることを示す爲に「掃守」と表記したのではあるまいか。飯田季治はその著『古語拾遺新講』の中で「掃守」について「其の眞の名義は、文字通り掃守^{カモリ}の義（掃^カは塵や落葉などを掃^カき清むること）即ち掃除を云ふ。守は監守の意である。」⁽²¹⁾と言うが「掃^カき」などと訓む根拠は不明で附会の説と言わざるを得ない。

以上、「掃守」の原義は「神守」であるが「神守」と表記したのでは、同じく「カムモリ」と訓み得る「神主」と紛らわしいので、それを避けるため、壇所^{カニ}の洒掃・鋪設を担当することを示す「掃守」の字を用いたものと推考したのである。

四 掃守氏について

次に、「掃守部（掃部）」の伴造氏族である「掃守（掃部）」氏について考察してみよう。

『日本書紀』によると、天武十三（六八四）年十二月、掃部連は宿祢姓を賜っている。これが掃守部（掃部）の総領的伴造氏であり、『新撰姓氏録』によれば、河内を本貫とする（同国高安郡掃守郷）。なお、同書によれば、同じく河内を本貫とするものに掃守連・掃守造の二氏があり、平安左京に掃守連、大和に掃守、和泉に掃守首（連）（和泉郡掃守郷）の諸氏が居住したと伝える。これらの諸氏は掃守部（掃部）の部分的伴造であろうが、その数はかなり多い。掃守氏・部の分布は右以外に山背（城）・攝津・近江・美濃・越前・伯耆・出雲の諸国にも認められる。²²

一体、このように掃守の伴造氏族・部民が多いということは、それだけ彼等の大和政権下での負担量が大きかったことを示すであろう。祭政一致・未分化の時代には宮中・朝廷に於いて執り行なわれる神事もそれなりに多く、従って祭場の洒掃・鋪設を担当する掃守氏・掃守部の負担量は大きく、その為、伴造氏族も部民も多く設けられたのであろう。部民は薦・席・牀・簀・苫・狹疊の制作・貢納に当り、伴造は部民を率いて洒掃・鋪設を担当したのであろう。また、蒲・藺・葦等の苅り取り、貢納も部民の義務であつたと思われる。

掃守の広汎な分布は、かつて宮廷における神事が頻繁であり、それだけ掃守の仕事量が大きかったことの反映であらう。

さて、右に挙げた伴造諸氏（掃守・同宿祢・同連・同造・同首）は『姓氏録』によれば、いずれも「振魂命」（或

はその「四世孫天忍人命」を祖とすると伝える。では「振魂命」とは如何なる神であろうか。この神は記紀には全く見えないが、『旧事本紀』の「神代系紀」に見える。⁽²³⁾

（前略）

七代耦生天神

伊弉諾尊

妹伊弉冉尊

別高皇產靈尊（独化天神第六世之神也）

兒天思兼命（天降信濃国阿智祝部等祖）

（中略）

次神皇產靈尊

兒天御食持命（紀伊直等祖）

（中略）

次津速魂尊

兒市千魂尊

兒興登魂尊

兒天兒屋命（中臣連等祖）

次武乳遺命（添泉主等祖）

次振魂尊

兒前玉命（掃部連等祖）

（後略）

右によれば諾・冉二尊は、ペアで一緒に生れた七代目の天神、それとは別に独り化生した第六世の神が高皇産靈尊、次にその御子神が挙げられ、次に、（同じく独り化生した）神皇産靈尊とその御子神が列挙され、次いで高・神二産靈尊と並ぶ（独化天神たる）津速魂尊と、三代の裔神が挙げられる。さらに高・神二産靈・津速魂と並ぶ（独化天神として）振魂尊を挙げ、その兒前玉命が掃部連等の祖と註記しているのである。これによれば「振魂尊」は高皇産靈・神皇産靈と同じく独化の天神である。高・神二尊が多くの氏々の祖神とされるのに比べて、振魂命は『姓氏録』によれば掃部諸氏及び守部連の祖神と伝え、その後裔氏族の数は少ない。

では、「振魂」はどう訓み、どのような意味なのであろうか。右に引いた「神代系紀」に「興登魂尊兒天兒屋命」とあるが、これに対応するのが「神代紀上」の「中臣連遠祖興台産靈兒天兒屋命」である。二者を比較すれば「興登魂」＝「興台産靈」、即ち「魂」＝「産靈（ムスヒ）」である。したがって「振魂」は「フルタマ」ではなく（八木造の祖神布留多摩乃命は海神の兒であり、振魂命とは別神²⁴）、「フルムスヒ」と訓んだことが判る。「ムスヒ」に「産靈」の字を充てていることから、万物を生み出す神靈のはたらきを「ムスヒ」と呼んだと思われる。のちには「ムスヒノカミ（ミコト）」という神と考えられるようになった。「ムスヒ」の神が幾種も考えられるようになると、これに「タカミ」「カミ」「ツハヤ」（語義未詳）「コゴト」（同上）のように形容の語を冠して区別した。「フル」もその一種で、「ムスヒ」の働きの盛んなさまを示すものであろう。記紀に造化の神として登場する高皇産靈・神皇産靈

に對抗して造り出された神であろう。

神祇祭祀を職とする中臣連氏が津速魂の後裔、忌部首氏が高皇産靈の後裔であるのに対抗して、同じく神事に携る掃守氏は振魂命の後裔であると主張したのであろう。

振魂命を祖神と仰ぐ掃守氏の同族に守部連氏がある。「守部」は普通名詞では「番人」と言う程の意味であり、従つて守部連氏は何を守ることを職とした氏か不詳であるが、振魂命を祖神とする氏は掃守諸氏と守部連氏ではないようなので、守部連氏もやはり神事に關係した職業部（守部）の伴造氏族ではなからうか。

守部連氏の旧姓は鍛冶造である（『続日本紀神龜五年二月癸未条』）。『新撰姓氏錄 河内神別』の条を見ると、同国高安郡掃守郷を本貫とするであろう掃守諸氏（宿祢・連と造氏）に挟まれて守部連氏が掲出されるから、守部連氏も、いづれその近辺に居住する鍛冶部の伴造氏族であつたらう。その部民とは『木工寮式』に「鍛冶戸 左京十九烟 右京五十八烟 大和国一百二烟 山城国十烟 河内国卅六烟」とあるものであろう。では鍛冶造（部）と神事との關係は如何であらうか。「職員令」によれば、木工寮の頭の職掌は次の通りである。「掌下堂一構木作一及採材事上」一口で言えば土木建築を担当する官司で、神事・鍛冶との關係は全く窺うことができない。

しかし、『木工寮式』を見ると、伊勢太神宮料（鞍）・新嘗会御卜料（鑿・鋸）神今食料（牀）掃部寮に充てる諸社祭料（著幣帛）木等々神事に供する木・金属製品の製造のことが頗る多い。したがって木工寮に所属する鍛冶戸が神事に供する祭祀具の製造に携ることも多かつたと推考される。かくして、旧姓鍛冶造の守部連氏は同族掃守諸氏と同様神事に供する氏族であり、掃守氏同様に（神）守部氏とでも言うべき氏であつたが、前記したように「神守」では「神主」と紛らわしいのでこの場合は「守部」とのみ表記して、神祭に当り、祭祀具（金属製品）を調達する職務を示した

のである。

以上、「カニモリ」の原義は「蟹守」ではなく「神守」であろうこと、それを「掃守」としたのは、同じく「カニモリ」と訓み得る「神主」との混同を避けるため（中臣・忌部の側からの圧力もあったか）であろう。同族守部連氏もやはり神事に供する氏で、いわば（神）守部とも称すべき氏であったことなどについて卑見を述べてみた。

註

- (1) 『群書類従雑部』（統群書類従完成会刊、第二十五輯所収）。
- (2) 『広辞苑』の「てん（転）」の項。
- (3) 『天理図書館善本叢書古代史籍集』所収。
- (4) 『時代別国語大辞典上代編』「かにはた」の項より引用。
- (5) 『倭名類聚鈔』卷十二錦綺類。
- (6) 同右卷五官名。
- (7) 『日本古典文学大系日本書紀上』補注6—13。
- (8) 註5と同書卷六。
- (9) 『日本古典文学大系風土記』には「斐川村神氷の神守にある加毛利（宮崎）神社」の頭注がある。
- (10) 『日本歴史地名大系28大阪府の地名II』岸和田市加守郷の項。
- (11) 『倭名類聚鈔』高山寺本信濃国高井郡日野（郷）の訓注。
- (12) 同右東急本の訓注。
- (13) 同右高山寺本越前国坂井郡海部（郷）の訓注。
- (14) 同右東急本の訓注。

- (15) 『式内社調査報告第二十卷山陰道3』出雲国出雲郡加毛利神社の項による。
- (16) 『大日本古文書十五（追加九）』一三〇頁。
- (17) 諸橋轍次『大漢和辞典』巻七。
- (18) 僧尼が私事の訴訟のため、また僧綱佐官以上及び三綱が衆僧の事・功德のため官司に参するときは床席を設けよとの規定であつて神事とは全く無関係である。
- (19) 『令集解』五職員令内掃部司条所引弘仁十一年正月五日格。
- (20) 沢瀉久孝『万葉集註釈』巻四など。
- (21) 飯田季治『古語拾遺新講』（昭和十五年 明文社）一二八頁。
- (22) 『姓氏家系大辞典』『日本古代人名辞典』『国史大辞典』佐伯有清『新撰姓氏録の研究』等による。
- (23) 鎌田純一『先代旧事本紀の研究校本の部』八〇—一一頁。
- (24) 『新撰姓氏録』右京神別下八木造の条。

（史学科 教授）